

令和 4 年 1 月 3 1 日

○規則

小田原市自転車競走キャッシュレス投票実施規則の一部を改正する規則

小田原市自転車競走キャッシュレス投票実施規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 4 年 1 月 3 1 日

小田原市長 守 屋 輝 彦

小田原市規則第 1 号

小田原市自転車競走キャッシュレス投票実施規則の一部を改正する規則

小田原市自転車競走キャッシュレス投票実施規則（平成 30 年小田原市規則第 46 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条中「競輪場」の次に「（以下「競輪場」という。）」を、「場外車券売場」の次に「（以下「場外車券売場」という。）」を加え、「であって、勝者投票を行おうとする者を電磁的方法（電子的方法、磁気的方法その他の人の知覚によって認識することができない方法をいう。以下同じ。）で識別するもの」を「及び高度情報通信ネットワークを利用することができる電子計算機その他の端末機器」に改める。

第 5 条中「キャッシュレス投票端末機」を「競輪場若しくは場外車券売場内に設置された端末機器」に改め、「電子識別カード」という。）の次に「を使用し、又は高度情報通信ネットワークを利用することができる電子計算機その他の端末機器」を加える。

第 9 条の見出し中「暗証番号」を「暗証番号等」に改め、同条第 1 項中「電子識別カードの暗証番号」を「暗証番号及びパスワード又はそのいずれか（次項において「暗証番号等」という。）」に改め、同条第 2 項中「電子識別カードに係る自己の暗証番号」を「自己の暗証番号等」に改める。

第 11 条第 6 号を次のように改める。

(6) 暗証番号（暗証番号を定めた加入者に限る。）

第 11 条中第 8 号を第 9 号とし、第 7 号を第 8 号とし、第 6 号の次に次の 1 号を加える。

(7) パスワード（パスワードを定めた加入者に限る。）

附 則

この規則は、令和 4 年 2 月 1 日から施行する。